

# 家庭訪問チェックリスト

## 1 家庭訪問の目的

不登校生徒に対する家庭訪問では、学校と家庭との密接な連携を図るとともに、教師が生徒と保護者の抱えている問題や課題を共有することにより、その心理的負担を軽減し、解決にむけて共に協力し合う場となることを目的としている。

## 2 家庭訪問の意義

家庭訪問は、生徒が生活する家庭や地域の様子を知ることによって、課題解決の端緒を見つけることができる。

生徒および保護者との面接の機会を得ることができ、さらに援助指導の手だてを講じることができる。

学校の様子や状況等を伝えることで、学校生徒の一員であるという自覚を保つことができる。

教師との交流を通して、生徒や保護者の持つ孤独感や罪悪感を和らげることができる。

教師が生徒の置かれた家庭環境や生活状況を把握することにより、生徒の抱える問題や課題に対する理解を深めることができる。

## 3 家庭訪問における重要事項

家庭における生徒および保護者との交流では、学校での面談では得ることのできない感情や反応が得ることができ、教師自身も胸襟を開く工夫が必要である。

教師の個性を生かした人間的な対応を心がけ、生徒や保護者との連帯感を深めることができるよう配慮する。

絶望的表現や断定的表現および人格を否定するような表現を絶対に使ってはいけない。

教師が「変えてやる」「治してやる」などと思わずに、生徒自身が成長することを願い、また援助するという姿勢を忘れないこと。

## 4 家庭訪問の手順

チェック欄

### 家庭訪問の準備

担任は学年主任および他の援助者とともに、個々の家庭訪問における目的と方法および問題点や課題について事前に十分な話し合いをおこない、共通理解を図る。

少なくとも前日放課後までには家庭と連絡を取りあい都合を確認するとともに、家庭訪問の目的を伝え、不意打ちをしない。

### 保護者の気持ちを理解する

保護者にとって子供は「世界一かわいい」存在であることが大前提である。

不登校という状況に対して複雑な心境であり、教師の言葉は学校の言葉として受け止めるとともに、断罪されるのではないかと怯える気持ちを持ちやすい。

保護者の中には、心配や不安を別の感情に転嫁して乗り切りたいという行動に出てしまう場合もあるが、言葉に流されずしっかりと気持ちを受け止める。

#### 家庭訪問時の配慮と留意点

##### ア 家庭訪問の設定

不登校問題の場合には、電話連絡の時間はもとより、訪問する時間によって生徒や保護者の受取る感情が異なるということに留意する。

訪問するにふさわしい服装や態度で臨み、食事時などの訪問時間にも配慮する。

誤解や事故を避けるためにも、単独での訪問はできれば控え、複数で訪問する。

部屋に通された際には1時間以内、玄関先であれば20分以内を目安とする。

面接を拒否された場合には無理に会わず、次の機会を設定し伝えるにとどめる。

「面接」が「取り調べ」にならないよう、よく準備して臨むようにする。

メモや記録を残すことは必要なことであるが、あらかじめ承諾を得ておこなう。

秘密保持を約束し、共に考えていこうという姿勢を伝える。

##### イ 面接時の配慮

温かく穏やかな態度で接し、どのようなことであってもよく聴くことを心がけ、批判や分析をおこなわないようにする。

生徒への援助指導は、問題点や現象面ばかりにとらわれることなく、生徒の成長を促すという視点に立ち面談をすすめる。

生徒にとって家庭が明るく安定した居場所になるような援助を心がける。

##### ウ 家庭問題への不介入

家族の不和などが課題の場合には、聴く・話す際には細心の注意を払うとともに、私生活に介入しないよう注意を払う。

基本的に、課題解決に際して不可避の場合を除き、家庭問題には立ち入らないように留意し、誤解される発言は慎むようにする。

##### エ 家庭訪問実施後の留意点

課題解決を焦ることなく、訪問時は状況や場面などの情報を正確に把握することに留意し、帰校後に検討会を開いて対応策を講じるようにする。ただし情報の扱いに注意する。

# 別室登校のガイドライン

## 1 別室登校の目的

校内における別室登校は、「居場所」・「癒す場所」・「成長を待つ場所」であり、社会的自立を支援するために、社会性の育成を柱として援助指導することを目的とする。

## 2 別室登校の意義

指導計画に沿った学習プログラムに基づく課題が与えられることにより、学習の遅れや進級・卒業の問題を解消することができる。

学校へ登校することにより、規則正しい生活を確立することができ、教室復帰への足がかりとなる。

家庭の延長として居ることのできる場所であるが、学校を休んでいるという罪悪感からも解放される。

不登校によって保護者が抱えている精神的負担を軽減することができる。

## 3 別室登校の基準

これまでの生活状態を総合的に判断して、怠学ではないと判断されること。

登校しても何らかの理由から教室へは入れないという状況が続いていること。

本人自身が学習活動に意欲的であり、進級および卒業の意志が明確であること。

別室登校をすることで、本人および保護者の精神的安定が図れること。

## 4 別室登校開始の手順と要件

別室登校の発議は担任が学年主任に対しておこなう。

学年主任は教育相談係と協議のうえ、教頭に対し「支援会議」の開催を求めることができる。

教頭が招集する「支援会議」の協議において、別室登校の基準を満たしていると判断された場合に、校長の承認を得ることによって別室登校が許可される。

## 5 支援体制と手順

教頭・学年主任・担任・教育相談係・養護教諭等により構成される「支援会議」において、当該生徒の抱える問題点と課題を明確にしたのち、援助指導の方針・計画を立案する。

援助計画に沿った構成メンバー（進路指導主事や所属部活動顧問、教科担任、副担任など）を「支援会議」に加え、新たな「支援チーム」を組織する。

「支援チーム」は援助計画に沿った学習プログラムを企画・立案・実施し、当該生徒の不登校問題が解消されるまで恒常的に活動を続ける。

「支援チーム」は定期的開催する検討会において、援助指導状況の報告や問題点および課題について協議し、生徒の状況に応じた適切な援助指導の検討をおこなう。

直接的間接的に保護者の意見が反映される機会を設定する。

## 6 援助指導時の要件

登下校時間は、「支援チーム」が生徒および保護者の状況に応じて検討する。

欠席の際は必要に応じて登校を促すが、生徒の状況を鑑みて総合的に判断し対応する。

生徒は日誌をつけ、担任は提出された日誌に対してコメントを記入する。

学習は「支援チーム」および教科担当者の協力の下、立案した学習プログラムに沿って実施する。実技科目も同様とする。

定期考査受験の機会を与える。

必要に応じて、長期休業中も指導をすることができる。

別室登校は原則として出席扱いとする。各教科については学習プログラムの履修状況等に基づき、教育的見地から総合的に判断する。

ホームルーム活動については出席として扱い、学校行事や生徒会活動等の特別活動の出席については状況に応じて判断する。

## 7 評価および進級・卒業

各教科の評価については立案した学習プログラムの履修を前提に教科担任がおこない、学習プログラムの到達目標を観点にして絶対評価でおこなう。

成績会議および判定会議においては、次の点に留意して個別に審議する。

- ・「支援チーム」による指導経過の報告
- ・別室登校での取組み状況
- ・評価すべき点や配慮すべき点
- ・次年度への見込みと本人および保護者の意志
- ・内規との整合性について

## 8 留意点

進級・卒業については年度末において総合的に判断されるため、勤務校の教職員は生徒および保護者に対して見込みを話してはいけない。

当該生徒に対する援助指導は「支援チーム」による計画的な学習プログラムに基づくものを優先し、各教師の個人的な判断による指導はおこなわない。

担任は保護者との関わりを意識し、学校と家庭の協力体制を確立し維持する。

担任は学級の生徒に対して、必要な範囲で情報を提供するなどの教育的配慮に基づいた学級体制の整備をおこない、学級復帰の準備をおこなう。